

要 望 書

全国市議会議長会は、平成27年度社会文教施策について
別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におか
れましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成26年7月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 佐 藤 祐 文
(横浜市議会議長)

全国市議会議長会社会文教委員会
委 員 長 小 島 一
(南あわじ市議会議長)

目 次

1. 地域医療施策	1
2. 保健衛生施策等	4
3. 医療保険制度	7
4. 介護保険制度	10
5. 少子化対策等	13
6. 雇用対策	15
7. 社会福祉施策	17
8. 環境保全施策	19
9. 文教施策	22

1. 地域医療施策

地域医療は、深刻な医師不足・偏在などにより、非常に厳しい状況下に置かれていることから、住民が安心して一次医療から三次医療まで必要な医療を持続的に受けられるよう、責任ある施策を講じることが求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 医師不足・偏在対策等について

- (1) 医師の絶対数を確保するため、医学部定員の更なる増員を図ること。
- (2) 医師の地域偏在を是正するため、医学部入学定員における地域枠の更なる拡大を図ること。
- (3) 医師に対して一定期間の地域医療への従事を義務付けるなど、抜本的な対策を緊急に講じるとともに、都道府県域を越えた実効性のある医師派遣制度を確立すること。
- (4) 都道府県の地域医療対策協議会については、医師派遣を中小病院へ安定的にできるようにするなど、その取組に対する支援を充実強化すること。

- (5) 医師の診療科の偏在を改善するため、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立を図ること。また、医師不足が深刻な産科・小児科・外科・麻酔科等については、医師確保のための緊急的かつ実効性のある支援措置を講じること。
- (6) 女性医師及び看護職員等が仕事と出産・育児等を両立できるよう、院内保育所の整備や復職研修の充実、短時間勤務制の導入など、働きやすい職場環境の整備を促進すること。
- (7) 医師の負担を軽減するため、看護師、助産師等医療従事者及び医師事務作業補助者の必要人員確保と養成のための財政措置を拡充すること。

2. 救急医療の確保・充実について

- (1) 救急医療体制について、救急患者の受入不能という事態を防止することはもとより、その確保・充実を図ること。
- (2) 周産期医療及び小児救急医療について、医師確保と地域への均衡ある配置の実現を図るとともに、医療体制の充実強化のための財政措置を講じること。
- (3) 軽度な症状でさえも安易に夜間・休日の救急医療機関を受診する、いわゆる「医療のコンビニ化」が医師の過酷な勤務環境の誘因となるため、医療機関の適切な受診を心が

けるよう広く国民に啓発すること。

3. 自治体病院への財政措置について

- (1) 地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定のため、特にへき地医療、高度・特殊医療、周産期医療、小児医療、救急医療に対して、地方交付税措置等を拡充強化すること。
- (2) 自治体病院における勤務医の確保のため、過重労働の解消等勤務環境の是正、勤務実態を踏まえた処遇改善等にかかる財政支援措置を講じること。

2. 保健衛生施策等

健康で安全・安心な生活を確保するため、良質な水道水の供給や食の安全確保、感染症対策、がん対策、自殺防止対策など保健衛生施策の充実が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 新型インフルエンザ対策について

新型インフルエンザの発生予防、発生した場合のまん延防止対策及び医療体制の整備に万全を期すこと。

2. 定期予防接種について

定期予防接種については、現在、その公費負担対象者率が9割となるよう普通交付税措置がなされているところであるが、地方自治体の財政基盤や被接種者の経済状況によらず、対象者のすべてが接種できるよう、当該接種費用を全額国庫負担とすること。

3. がん検診の推進について

- (1) がん検診の受診率向上のため、がん検診にかかる事業費について十分な財政措置を講じること。
- (2) 女性特有のがん検診推進事業については、その継続を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

4. ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン接種について

- (1) 重篤な副反応が報告されているHPVワクチン接種については、国の審議会における検討経緯等を踏まえ適切な対応を行うとともに、接種者全員に対し徹底した追跡調査を行い、その結果について公表すること。
- (2) 副反応に対する治療体制、被害者救済制度を早急に充実・拡充させること。
- (3) 保護者用相談窓口を地方自治体に設置するための所要の通知及び予算措置等を早急に講じること。

5. 食品安全対策について

食品の安全に対する不安や不信を払拭するため、食品の安全確保に関する施策を総合的に推進すること。

6. 水道事業について

安全で良質な水道水の安定的な供給を確保するため、水道事業への財政措置を充実すること。

特に、震災時における住民のライフライン機能強化等のため、補助採択基準の緩和、補助対象の拡大、補助率の大幅な引上げ等、水道施設に対する財政措置を拡充すること。

7. 自殺防止対策について

地方自治体をはじめ関係機関との連携を強化するとともに、必要な財源を確保し、実効性ある施策を展開すること。

8. こころの健康を守り推進する基本法の制定について

国民のこころの健康の増進を図るため、総合的・長期的な政策を保障する、こころの健康を守り推進する基本法を速やかに制定すること。

3. 医療保険制度

医療保険制度は、高齢化の急速な進行に伴う医療費の増加等による給付費の増大により、極めて厳しい状況にある。こうした中、今後も国民皆保険制度を維持していくためには、医療保険制度を一本化するなど抜本的改革が必要である。

また、抜本的改革の過程においては、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、その運用改善や財政措置などの対策も求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 医療制度改革について

- (1) 国民健康保険制度と他の保険制度との負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国の責任において、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化等の抜本的な改革を早期に行うこと。

なお、制度改革を行うに当たっては、地方自治体の意見を十分尊重し、新たな地方負担や保険料（税）負担を生じないよう配慮すること。

- (2) 制度改正に伴う電算システム改修経費については、地方の財政負担を生じないよう十分な財政措置を講じること。

2. 国民健康保険制度について

- (1) 医療保険制度の一本化に至るまでの間、国民健康保険制度の安定的な運営のため、国の責任において財政基盤の強化を図ったうえで、その保険者を都道府県とし、市町村との適切な役割分担のもとに再編・統合を行うこと。
- (2) 財政運営の都道府県単位化を推進するため平成27年度から実施される共同事業の拡大に当たっては、被保険者への保険料増加に対する激変緩和措置を適正に図ること。
- (3) 国民健康保険制度の安定した運営が可能となるよう国庫負担割合の引上げを図ること。
- (4) 低所得者層に対する保険料（税）軽減制度の拡充を図ること。
- (5) 消費税率引上げによる保険者への財政支援の拡充1,700億円を早急に確保するとともに、後期高齢者支援金の全面報酬割導入により生じる財源を優先的に活用すること。
- (6) 保険料（税）の統一的な減免制度を創設するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (7) 児童や重度心身障がい者等への医療費助成などの地方単独事業に対して講じられる療養給付費負担金及び普通調整

交付金の減額算定措置を廃止すること。

- (8) 保険者に義務付けられる特定健診、特定保健指導にかかる事業費等について、実態に即した基準単価の引上げなど十分な財政措置を講じること。
- (9) 被用者保険から市町村国保への被保険者資格喪失情報の届出を義務化すること。
- (10) 資格喪失後受診におけるレセプトについて、保険者間での過誤調整が可能となるような制度の確立を図ること。

3. 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度については、低所得者に対する保険料負担を引き続き軽減するほか、運用の改善を図ること。

4. 介護保険制度

介護保険制度の保険者である市町村は、利用者の増加等による給付費の増大などにより、厳しい財政運営を強いられている。

今後の超高齢社会に対応し、安定的に制度を運営するためには、市町村における事業実施の状況等を踏まえた制度設計及び各地方自治体への財政支援等の拡充が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 制度改正について

- (1) 介護予防給付の地域支援事業への移行については、市町村の財政力や基盤整備状況等の差異を踏まえ、要支援者がサービスを継続して受けられるよう、また、安定的な事業実施ができるよう十分に配慮し、適切な支援と所要の財政措置を講じること。

なお、事業枠の設定については、市町村における多様な事業実施の状況等を踏まえ、弾力的な対応を図ること。

- (2) 特別養護老人ホームへの新規入所者が、原則、要介護3以上に限定されたところであるが、市町村における施設サービスや居宅サービスの整備状況は多様であり、全国一律

に実施することは困難であることから、地域の実情を踏まえた支援と所要の財政措置を講じること。

- (3) 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、国の責任により、当該システムの中核を担う人材の確保・育成を図ること。

また、地域において医療・介護等関係機関の連携が図られるよう、十分な支援策を講じること。

- (4) 救護施設等の福祉施設については、「住所地特例」の対象とすること。

- (5) 介護サービス利用時の自己負担割合を2割に引き上げることは、介護サービスの利用を控える要因となり、介護者への負担が増大することとなるため、自己負担割合は1割とすること。

2. 低所得者対策について

低所得者については、国の責任において、保険料及び利用料の軽減策をはじめとした財政措置の更なる充実を図ること。

特に、社会保障・税一体改革による第1号保険料の低所得者保険料軽減強化のための1,300億円を早急に確保すること。

3. 介護サービス基盤整備について

介護サービスの基盤整備のため、特別養護老人ホーム等の施設整備に対する財政措置を拡充すること。

4. 人材の確保について

介護サービスを担う人材の確保・養成等を図るため、必要な施策及び財政措置を講じること。

5. 財政運営について

(1) 介護給付費国庫負担金の負担割合を引き上げること。

また、調整交付金については国の負担金とは別枠として措置すること。

(2) 財政安定化基金の財源については、国及び都道府県の負担とすること。

5. 少子化対策等

我が国においては、長年にわたり合計特殊出生率が低水準にあり、少子化傾向は依然として深刻な状況にある。

少子化の進行に歯止めをかけるためには、誰もが安心して子どもを生み育て、子どもたちが健やかに育つことができるような社会的支援と環境整備が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 子ども・子育て施策について

- (1) 幼保一元化の推進のため、国の所管を早期に一本化すること。
- (2) 消費税率の引上げにより確保する0.7兆円を含め、必要とされている1兆円超程度の財源を確実に確保すること。
- (3) 新施策の本格施行にあたり、地域の実情に応じた施策の展開ができるよう、地方自治体へ権限と財源を付与すること。

2. 子育て世代への支援について

- (1) 乳幼児医療費の無料化及び義務教育就学児医療費助成を国の制度として早期に創設すること。
- (2) 子育て世帯に対する税制上の支援制度を充実すること。

3. 放課後児童対策について

放課後子どもプランの充実を図るとともに、各事業に対する財政措置を拡充すること。

4. 不妊治療への財政措置について

不妊治療にかかる経済的負担を軽減するため、同治療に対する助成制度の拡充を図ること。

6. 雇用対策

我が国の雇用情勢は、持ち直しの動きが続いているとされているが、有効求人倍率は1倍を超えたものの、高い完全失業率、3割を超える非正規雇用など依然として厳しい状況にあり、地域雇用対策や若年者雇用対策に、より一層の充実が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地域雇用対策について

地域住民の雇用の場を確保し、その安定を図るとともに能力開発・再就職支援対策等を強化すること。

また、地方自治体の実施する雇用安定・創出の取組に対する支援を充実すること。

2. 若年者雇用対策について

フリーター、ニート等の自立を支援し、若者の正規雇用を拡充するため、総合的な就業支援の強化など若年者雇用対策を充実すること。

3. 新たな雇用創出事業の実施について

従来の緊急雇用対策を見直し、(1)以下に示す新たな枠組みで雇用創出事業を実施すること。

- (1) 委託先に対して一定割合の事務費を支給するなど、民間企業等が容易に受託できるようにすること。
- (2) 雇用期間の制限を課さないこと。
- (3) 設立後間もない企業やNPO等の育成を目的として、一定の収益を認めること。
- (4) 事業の民間企業提案枠を創設すること。

4. 協同組合法の制定について

若年者、高齢者、障がい者の就労機会の拡大や、地域における起業に資する、協同出資・協同経営で働く協同組合法を速やかに制定すること。

7. 社会福祉施策

すべての人々が安心して社会生活を営んでいくためには、障がい者施策、生活保護制度及び年金制度等の社会福祉施策の着実な推進と実務を担う地方自治体への財政支援が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 障がい者施策について

障害者総合支援法に基づく障がい者施策の検討に当たっては、地方自治体の意見を十分に踏まえ、障がい者の日常生活または社会生活を確実に支援する制度とすること。

また、施策の実行に伴い、所要の財政措置を講じること。

2. 生活保護制度について

(1) 生活保護にかかる経費の全額を国庫負担とすること。

なお、全額国庫負担に至るまでの間、地方自治体の負担増に対し適切な財政措置を講じるとともに、級地区分を地域の実情に即して見直すこと。

- (2) 原則、金銭給付である生活扶助等について、現物給付要件の緩和等を図ること。
- (3) 実効性の高い各種自立・就労支援については、更なる充実・強化を図ること。
- (4) 医療扶助については、最低生活を保障したうえで、過剰診療がなくなるよう適正化を図ること。
- (5) 申請者やその扶養義務者に対する資産及び収入状況に関する地方自治体の調査権限の強化を図るとともに、その回答を義務化すること。

3. 年金制度の運用について

年金記録漏れ、入力ミス等については、正しい年金記録に基づき、適切な給付が行われるよう早急に問題を解決すること。また、未加入・未納者の解消を図るため、各種対策を一層強化すること。

4. 被災者の救助・支援制度の見直しについて

災害救助法や被災者生活再建支援法については、法の目的が被災者に対する速やかな救助や生活再建の支援であることから、法の適用による不備や被災者間の不均衡が出ないように、その弾力的な運用や適用要件の見直しを行うこと。

8. 環境保全施策

環境・生態系を保全し、循環型社会への転換を図るため、地球温暖化対策、廃棄物処理対策、各種リサイクル制度などの各種施策が推進されている。

これら各種施策の実務を担う地方自治体の果たす役割は大きく、その円滑な運営には、種々の施策の改善と適切な財政支援が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地球温暖化対策について

温室効果ガスの削減のため、再生可能エネルギーの導入等について、財政措置をはじめとする支援体制を強化すること。

2. 廃棄物処理対策について

- (1) 廃棄物処理・リサイクル施設の整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 廃棄物処理施設の解体等に対して適切な財政措置を講じること。

3. 容器包装リサイクル制度について

拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任を強化すること。

また、リターナブル容器等の普及拡大、デポジット制度の導入促進等により廃棄物の発生抑制を図ること。

4. 家電リサイクル制度について

不法投棄家電製品のリサイクル費用等については、地方自治体の負担となることがないように対策を講じること。

また、家電の不法投棄を未然に防止するため、リサイクル費用の前払い制の実施などを視野に入れ、実効性ある施策を講じること。

5. 海岸漂着物対策について

海岸漂着物の処理を行う地方自治体の要する経費については、引き続き財政措置を講じること。

6. アスベスト対策について

建築物等の解体時等における飛散予防の徹底、不適正処理対策の強化等を着実に行うこと。

また、学校、医療機関などの公共施設のアスベスト対策については、所要の財政措置を講じること。

7. 皮革排水処理施設について

皮革排水処理に対する抜本的な支援制度を創設すること。

8. 原子力発電所事故への対応について

- (1) 原子力発電所については、福島原発事故の原因を解明し、速やかにその原因を踏まえた万全の安全対策を講じること。
- (2) すべての原子力発電所敷地内及び周辺に存在するであろう活断層等の詳細な調査と速やかな公表を行うこと。
- (3) 原子力発電所立地県に近接する都道府県・市町村に対し、事業者は詳細な情報を開示し、意見や要望を聴取する場の設定に国が指導性を発揮すること。
- (4) 府県を越えた広域避難等計画作成の協議に当たっては、国の責任においてその任を務めること。

9. 放射性物質モニタリングについて

現在実施している海域及び水環境のモニタリングについて、対象海域及び水域を拡大し、定期的かつ継続的な実施を図ること。

9. 文教施策

各地方自治体においては、独自の財源による少人数学級や特区制度の活用など様々な施策を展開しているが、子どもたちの豊かな人間性や創造性を育む教育を推進するためには、文教施策の更なる充実強化を図ることが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 教育予算の拡充について

- (1) 学校施設整備費のほか、確実に教育を受けることができるよう、就学援助・奨学金などを含む総教育予算の拡充を図ること。
- (2) 国際社会の中で活躍できる心豊かでたくましい人づくりのため、国内総生産に占める初等・中等教育費（国費）の割合を増大させること。
- (3) きめ細かい教育の実現を図り、我が国の将来を担う人材を育成するため、財政的措置を講じること。
- (4) 教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、必要な国庫負担を確保すること。

2. 少人数教育の実現について

定数改善計画の早期策定・実施、小学校第2学年から中学校第3学年までの学級編制基準の35人への引下げなどにより、地域や学校の実情に応じた少人数教育を更に推進するとともに、教職員定数の適正配置などに所要の税財源措置を講じること。

3. 特別支援教育について

特別支援教育の実施については、必要な教職員、支援員等の確保や研修など施策を充実し、十分な財政措置を講じること。また、継続的な支援員の配置を確保できるよう、「支援員派遣事業」の補助制度を創設すること。

特別支援学級の学級編成基準については、知的障がい児学級は5人、自閉症・情緒障がい児学級は3人に引き下げること。

4. いじめ対策の推進について

- (1) いじめ防止対策推進法の施行に伴い必要となる、心理や福祉に関する専門的知識及び豊富な経験を有する者の派遣に対する財政支援措置等を講じること。

- (2) 子どもの立場に立ったスクールカウンセラーの在り方について、地方自治体と協議を行ったうえで、いじめ防止対策の推進を図ること。
- (3) 教員（臨時教員を含む）の加配に対する財政支援措置を講じること。
- (4) 養護教諭の大規模校常勤複数体制の確立を図ること。

5. 公立学校施設の耐震化について

耐震補強事業や改築事業に対する国庫補助率の更なる引上げを行うとともに、照明器具や天井など非構造部材の耐震化に対する財政措置の拡充強化を図ること。

6. 食物アレルギー事故防止対策について

学校等における食物アレルギー事故防止に向け、市町村が実施する取組に対し、技術的・財政的な支援及び関係法令の整備など十分な措置を講じること。